

社会福祉法人同伸会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同伸会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、報酬を支給することができる。ただし、職員としての身分を有する者に対しては、「給与規程」による賃金のみ支給する。

(報酬の計算期間)

第4条 報酬の計算期間は、常勤理事は毎月1日から末日までとし、非常勤役員等は毎会計年度4月1日から3月31日までとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬の支給日は、常勤理事については毎月25日に銀行振込にて支給する。非常勤役員等については毎会計年度3月25日に銀行振込にて支給する。ただし、支給日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

(報酬の額)

第6条 報酬の額は、別表1の定めるところにより支給する。ただし、常勤理事は計算期間の在籍日数が2分の1未満の場合は日割計算をして支給し、2分の1以上の場合は全額支給する。また、非常勤の役員等は在籍日数が2分の1未満の場合は月割計算して支給し、在籍日数が2分の1以上の場合は全額支給する。なお1ヶ月未満の在籍日数は1ヶ月に切り上げる。

(費用弁償)

第7条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席した場合、別表2の定めるところにより費用を弁償することができる。ただし、常勤理事及び当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等の中で、会議の開催市町村に勤務する役員等にはこれを支給しない。会議の開催市町村外に勤務する役員等には、実費相当額を支給する。費用弁償の支給日は支払事由の発生した日とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

一部改正 令和2年6月1日

別表1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長 (常勤)	月額 600,000 円
理事	年額 30,000 円
監事	年額 50,000 円
評議員	年額 15,000 円

別表2 (費用弁償)

役職名	費用弁償の額
理事	日額 3,000 円
監事	日額 3,000 円
評議員	日額 3,000 円